

○青山総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を開始したいと存じます。

本日は全員が御出席でございます。

まず初めに、このたび11月30日付で委員長に就任されました丹野委員長から一言御挨拶をいただきたいと存じます。

丹野委員長、よろしくお願いいたします。

○丹野委員長 ただいま御紹介のありましたとおり11月30日付で委員長を拝命いたしました丹野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

平成28年2月に委員を拝命し、当時の堀部委員長、また、本年1月からは嶋田委員長のもと、3年間にわたって委員会の活動に携わってまいりました。この間、平成27年改正法の全面施行のほか、国際関係、監視監督関係を初め、委員会の様々な分野において、重要な議論・決定が行われてきたと承知しております。皆さま御案内のとおり、昨今、社会の急激なデジタル化等、個人情報を取り巻く環境自体が大きな変化の途上にありますので、委員会として、こうした変化に迅速かつ的確に対応していく必要があると考えております。このような中での委員長就任となりましたが、委員会発足直後から委員を務めてきた知識・経験を活かすとともに、委員の皆さまの議論や知見の積み重ねを大事にすることで、今後とも委員会の運営を行っていきたいと考えております。

特に、当面の最大の課題として、個人情報保護法の改正に向けた作業がございます。委員長・委員、事務局職員一同、力を合わせて対応してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、ふつつかではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○青山総務課長 ありがとうございます。

続きまして、同じく委員に就任されました大島委員から、一言御挨拶をいただきたいと存じます。

大島委員、よろしくお願いいたします。

○大島委員 ただいま御紹介いただきました大島でございます。11月30日付で委員を拝命いたしました。

平成29年春以降、委員会の専門委員として約3年間になりますけれども、国際協力の面として、関係各国との意見交換や国際会議への参加等を通じまして、我が国の個人情報保護制度への理解の促進のため、説明・発信等を行ってまいりました。こうした委員会におけますこれまでの経験も踏まえまして、委員会が直面します諸課題にしっかりと対応していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○青山総務課長 ありがとうございます。

それでは、今後の委員会会議の進行につきましては丹野委員長にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第129回個人情報保護委員会を始めます。

本日の議題は4つでございます。

議題1「個人データに関する国際的なデータ流通の枠組みに係る進捗について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 10月以降の進捗として、OECDにおける状況について報告申し上げます。

10月にOECDプライバシーガイドライン専門家グループのメンバー有志による電話会議を開催しました。

また先月にはOECDデジタル経済データガバナンス・プライバシー作業部会において提案を提出しました。

具体的な状況としては、OECDプライバシーガイドライン専門家グループにおいて、個人データを巡るデータローカライゼーションや著しく過剰なガバメントアクセスといった新たなリスクを踏まえたOECDプライバシーガイドライン改定の必要性に関する理解を深め、OECDプライバシーガイドライン改定手続につなげるべく、メンバー有志でディスカッションペーパーを作成し、議論をしてきたところです。

こういった議論の進捗を踏まえ、専門家グループのメンバー有志で調整の上、当委員会が、11月のOECDデジタル経済データガバナンス・プライバシー作業部会において、データローカライゼーションや過度なガバメントアクセスについてOECDプライバシーガイドラインの見直しプロセスにおいて議論すべきである旨の提案を行いました。

この提案に対し、当該11月の会合では特段の異議は示されませんでした。よって今後のOECDにおいて本件に関する議論が展開されていく見通しとなりました。

資料には、参考としてこれまでの経緯などをお付けしておりますが、説明は割愛させていただきます。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

○熊澤委員 報告をありがとうございます。

個人データに関する国際的なデータ流通の枠組み構築については、当委員会として具体的に3つのスキームを提案し、米欧と議論を進めているところです。今般、OECDにおいても議論を進め、日本の提案がテーブルに上げられることになったということで、評価したいと思います。

そして、本件は、米欧との三極における取組の一環でもありますことから、米欧との意見調整を図るとともに、他国からの賛同を得られるよう進めていきたいと考えます。

以上です。

○丹野委員長 御意見をありがとうございます。

ほかにごございますでしょうか。

今、熊澤委員がおっしゃいましたように、OECDにおいて、本件取組を我が国提案と

してテーブルに載せることができたのは、まさに具体的な一歩であると思いますので、非常に嬉しいと思っております。

ただし、これからが大事だと思っておりますので、気を引き締めて取り組んでまいりたいと思っております。

では、次の議題に移ります。

議題2「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく認定匿名加工医療情報作成事業者等の認定に係る協議への対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料2-1でございます。医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（次世代医療基盤法）に基づく「認定匿名加工医療情報作成事業者の認定」及び「認定医療情報等取扱受託事業者の認定」に係る協議への対応についてです。

まず「1. 検討の趣旨」です。次世代医療基盤法は、匿名加工医療情報作成事業を行うことについて認定を受けた者である認定匿名加工医療情報作成事業者が、医療情報の提供を受け、匿名加工医療情報を作成及び提供すること等の規定を定め、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的として導入された制度です。また、医療機関等から提供される医療情報については要配慮個人情報であるものの、特例として、本人同意ではなく、あらかじめ本人に対し、書面を基本とした通知を行うことにより、オプトアウトによる提供を可能としています。

同法において、主務大臣は、「認定匿名加工医療情報作成事業者の認定」及び「認定匿名加工医療情報作成事業者の委託を受けて医療情報等又は匿名加工医療情報を取り扱う事業を行う者である認定医療情報等取扱受託事業者の認定」を行う際には個人情報保護委員会に協議することとされており、今般、個人情報保護委員会に対し主務大臣から協議が行われたものです。

次に、「2. 検討内容」です。認定匿名加工医療情報作成事業者の認定、こちらは一般社団法人ライフデータイニシアティブより申請がなされたものです。及び認定医療情報等取扱受託事業者の認定、こちらは株式会社エヌ・ティ・ティ・データより申請がなされたものです。それぞれの申請内容につきまして、個人情報保護法との関係を踏まえ以下のとおり確認をしました。

なお、次世代医療基盤法、及び同法の基本方針、政令、省令、ガイドラインに規定されている、申請者が申請に際して満たすべき「能力に関する基準」、「安全管理措置に関する基準」等の各種要件につきましては、申請書類や施設・設備の実地検査により、主務大臣において適切に確認されています。

①匿名加工医療情報の加工基準について、個人情報保護法における匿名加工情報と同等の基準により加工することとしている。

②医療情報等及び匿名加工医療情報の性質及び規模を踏まえ、適切な安全管理措置を講じている。

③匿名加工医療情報の作成に用いる医療情報の提供を受ける際に、医療機関等である医療情報取扱事業者において、提供する医療情報の項目等を公表することとしている。

④匿名加工医療情報を利活用者である匿名加工医療情報取扱事業者に提供する際に、匿名加工医療情報であることを明示した上で、匿名加工医療情報取扱事業者が安全管理措置等を講じることについて、ガイドラインに従い、契約により適切に取り扱うこととしている。

⑤匿名加工医療情報の照合禁止義務について内部規程により適切に規律されている。

⑥医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いに関する相談の手續等を定めた内部規程を作成し、相談窓口を設置して苦情等の対応を行うこととしている。

「3. 対応案」です。2. のとおり、本件協議書によれば、今般の申請者においては、個人情報保護法における匿名加工情報を作成等するときの個人情報取扱事業者に課されている措置と同等の内容の措置が講じられていると認められます。また、認定匿名加工医療情報作成事業者及び認定医療情報等取扱受託事業者は、それぞれ個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者であるため、今般の申請者においては、事業実施に当たって、個人情報保護法の規律に従って運用される必要があります。

以上を踏まえ、本協議については、資料2-2及び資料2-3のとおり、個人情報保護法の規定に従い、適切に運用することについて、それぞれ意見を付した上で、当委員会として了承することとしたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いします。

加藤委員。

○加藤委員 説明ありがとうございます。

次世代医療基盤法は、我が国にとっても非常に大事なもので、これからの経済発展等のために期待が持てるものであると思いますが、次世代医療基盤法のスキームは、個人情報保護法と似ているものの異なったものであります。このことから一般に複雑な印象を与えてしまう懸念もあるかと思えます。このため、患者本人や医療機関等の理解が深まるよう、主務大臣や申請者には、適切に広報・啓発に努めるよう伝えていただければと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

今、加藤委員の発言にもあったように、この制度の運用が実際に始まりますと、個人情報保護法との違い等に関して、当委員会の相談窓口には様々な質問等が寄せられることも想定されるため、事務局内で適切に情報共有を行い、しっかりと対応できるようにしていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議を踏まえ、原案のとおり、意見を付した上で了承したいと思いま

すが、よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、原案のとおり決定し、主務大臣に通知することといたします。

それでは、事務局において、本日の審議を踏まえ、所要の進めを進めてください。

次の議題は、検査関係者以外の方は御退席をお願いいたします。

では、議題3「監視監督について」、事務局から報告をお願いいたします。

(内容については非公表)

○丹野委員長 次に、議題4「その他」でございます。「国税庁の全項目評価書の公表について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 国税庁が作成しました「国税関係（賦課・徴収）事務\_\_全項目評価書」につきましては、第127回の委員会において、承認いただいたところです。承認の際に決定いただいた「個人情報保護委員会による審査」欄への記載事項については、評価実施機関において、評価書に反映していただいております。今般、11月29日付けで、マイナンバー保護評価Web及び国税庁のホームページにて評価書が公表され、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので、報告いたします。

以上です。

○丹野委員長 ただいまの報告について、何か御質問等はございますでしょうか。

ではご報告有難うございました。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、非公表の資料以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議は閉会といたします。